

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第616号）

2022年7月14日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

上海市商務委員会、虹橋商務区における貿易本部への支援策を発表

上海市商務委員会は2022年7月1日、上海市発展改革委員会、上海虹橋国際中央商務区管理委員会と連名で『虹橋国際中央商務区における貿易型本部の発展支援に関する若干措置』を公布しました。上海市政府は市西部に位置する虹橋ビジネスエリア(商務区)における貿易拠点型の地域統括本部の発展を後押しするための支援策を打ち出し、地域の機能強化や長江デルタ一体化戦略へのテコ入れを図るものとしています。上海市政府が昨年発表した上海市の貿易本部誘致支援策に比べ、認定条件となる売上高のハードルが引き下げられました。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ **自動車の流通・消費促進若干措置に関する商務部等 17 部門の通知**
(商務部等、7/7)

地方政策

- ✓ **エコ・低炭素産業の発展促進、メタバースの裾野拡大、スマート端末産業の高度化促進等の活動方案の発表に関する上海市人民政府弁公庁の通知**
(上海市政府、7/8)



MIZUHO

瑞穗銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

上海市商務委員会、虹橋商務区における貿易本部への支援策を発表

上海市商務委員会は上海虹橋国際中央商務区管理委員会（以下、管理委員会）等と連名で、『虹橋国際中央商務区における貿易型本部の発展支援に関する若干措置』¹（以下、若干措置）を発表しました。これは『虹橋国際開放ハブ建設総体方案』及び『虹橋国際開放ハブ中央商務区の第 14 次五カ年計画』、『上海市の企業による貿易型本部の設立奨励に係る若干意見』（以下、若干意見）の方針を着実に実行するためのものであり、長江デルタ一体化や中国国際輸入博覧会などの国家戦略推進の一環となります。

貿易拠点型の地域統括本部（以下、貿易本部）とは、外資を含む国内外の企業が虹橋国際中央商務区（以下、商務区）に設立する地域統括本部のうち、調達、仕分け、販売・マーケティング、決済、物流など貿易機能を有するものを指します。

若干措置の主な内容については以下の通りです。

□ 貿易本部の認定条件

認定条件について、貿易本部は、直近 3 年以内に重大なルール違反行為により税務、安全生産、生態環境などに関する行政処分を受けたことや、代表者が犯罪記録または裁判所により信用喪失被執行人名簿に列記されたことがあってはならず、且つ以下の条件のいずれかを満たさなければなりません。

認定条件

- ✓ 国内卸売・小売を主力事業とし、当該事業の売上高が営業収入の半分以上を占める、且つ前年度の売上高が 60 億元を超えること
- ✓ 国際貨物貿易を主力事業とし、当該事業の売上高が営業収入の半分以上を占める、且つ前年度の売上高が 20 億元を超えること
- ✓ サービス貿易を主力事業とし、当該事業の売上高が営業収入の半分以上を占める、且つ前年度の売上高が 10 億元を超えること
- ✓ プラットフォームでの取引を主力事業とし、一般消費者向け（BtoC）プラットフォーム企業の年間取引額が 30 億元超、企業間取引（BtoB）プラットフォーム企業の年間取引額が 100 億元超であること

貿易本部の認定条件について、商務区企業に対する売上高の条件は、上海市企業向けのそれを下回るものとなります。また管理委員会、区政府が、商務区の経済発展に重要な貢献があると認めた場合、認定条件を適宜緩和することが可能とされています。商務区に登録した企業が既に上海市の貿易本部として認定された場合、商務区の貿易本部とみなされます。

□ 多様な支援策を明記

この他、若干措置では商務区における貿易本部に対し、補助金や通関、金融サービス、人材誘致、出入国等に関する支援策を明記しています。その内容については当局発表済みのものが多く含まれていますが、若干措置では商務区に的を絞って既存方針を再確認しました。具体的には以下の通りです。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<https://sww.sh.gov.cn/xxgkzwcw/jzyymfz/20220701/7c68297063ab4653bf400272ce10d9e1.html>

人材誘致及び出入国・在留等

- ✓ 高度人材の誘致を支援し、住居や子女の教育、医療保障などの面で便宜を図る。区政府による人材基金の組成や優秀人材に対する奨励金の支給を奨励する
- ✓ 貿易本部に勤務する中国籍者は APEC カードの申請可
- ✓ 外国籍者は有効期間 1 年以下、在留期間 180 日以下のビザの申請可。一時的に上海入りする外国籍者はトランジットビザの申請可
- ✓ 採用した外国籍者は有効期間 3~5 年の在留資格申請可。外国籍高度人材は商務区の管理委員会の推薦により、永住権を優先的に申請可
- ✓ 貿易本部の代表者や上級管理者を対象とする入国時健診の専門窓口を設ける
- ✓ 商務区の管理委員会は貿易本部の業務運営や人材誘致に補助金を支給する

貿易本部への金融支援の強化

- ✓ 銀行が貿易本部に対し新型オフショア貿易のクロスボーダー資金決済業務を取り扱う際、「顧客を理解する」「業務を理解する」「審査の職責を尽くす」という「業務展開 3 原則」に基づき、審査書類を自ら決定することを支持する
- ✓ 政策性金融機関による商务区への特別与信枠の提供を支持し、貿易本部の輸出入拡大や対外貿易に関するサプライチェーンの整備を促す
- ✓ 政策性保険会社による貿易本部への金融サービスの提供を支持し、海外倉庫及び越境 EC などをはじめとする新業態の対外貿易への支援強化や貿易金融の促進に取り組む。貿易本部が貿易保険などを利用し関連業務を展開する際に発生した料金につき、商务区が企業側実際の支払金額の半分以上を上限に補助金を支給する
- ✓ 大手金融機関による虹橋への集積や貿易本部との戦略的提携の展開を奨励し、連結与信や資産再編、債券発行、エクイティ投資などを通じ貿易本部の資金調達手段を多様化する

貿易本部の資金管理能力向上への支援

- ✓ 貿易本部による自由貿易口座（FT 口座）の開設を支持する。オフショア貿易に実需を持つ企業を優先的に上海市の「オフショア貿易業務企業リスト」に盛り込むよう推薦する
- ✓ グループ資金の一元化に関しニーズがあり、且つ条件を満たす貿易本部につき、所属の企業グループ若しくは外商投資性企業によるファイナンスカンパニー（財務公司）の設立を支持する
- ✓ 貿易本部によるクロスボーダー人民元プーリング等のクロスボーダー人民元業務の展開を支援する。経常項目に係る資金の集中決済と相殺差額決済（ネットティング）、外債借入及び対外貸付限度額の集中管理などを実施する
- ✓ 貿易外貨収支業務の利便化試行につき、商务区の管理委員会は貿易本部を優先的に適用対象に追加する。貨物貿易における特殊外貨払戻には登記を不要としたり、対外外貨支払いの際には輸入申告書の照会を不要としたりするなど経常項目における収支手続きを便利にする

貿易本部の業務拡大にサポート

- ✓ 条件を満たす貿易本部を優先的に「重点育成企業リスト」に盛り込み、便利な通関手続を導入した AEO（認定事業者）制度を適用できるようにする
- ✓ 貿易本部による中国国際輸入博覧会への出展を支援する。貿易本部を対象に専門人員を配置してサービスを提供する体制を整える。外資企業の経営者との意思疎通を強化するため、貿易本部を政府との円卓会議に参加させる
- ✓ 輸出に係る税還付や貿易協定上の優遇措置の享受などを便利にするように取り組む。条件を満たす貿易本部を優先的に領収書の電子化試行作業への参加を推薦する
- ✓ 条件を満たす貿易本部による「技術先進型サービス企業」の認定申請を奨励し、認定された企業には 15%の優遇企業所得税（法人税）率を適用する
- ✓ 企業の海外進出や貿易摩擦への対応、貿易投資活動の適法性などをめぐって企業へのサービス提供を強化する

商务区の総面積は 151 km²であり、上海市の長寧区、閔行区、青浦区及び嘉定区という 4 つの行政区の一部地域を含みます。虹橋空港など交通ターミナルの役割を生かし、長江デルタと世界を結ぶハブ機能の強化が期待されています。一方、行政区域の見直し観測が高まっている中、江蘇省と浙江省に隣接する商务区の位置づけと発展にも注目が集まっています。

■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

自動車の流通・消費促進若干措置に関する商務部等 17 部門の通知

(原文: 商务部等 17 部门关于搞活汽车流通 扩大汽车消费若干措施的通知)

商消費発 [2022] 92 号

商務部等 2022 年 7 月 7 日公布

【主要内容】

- 商務部は国家發展改革委員会、工業情報化部など16部門と連名で、自動車消費促進策を発表した。國務院（中央政府）の既存方針を着実に実行するよう総力を挙げる姿勢を見せた
- 新エネルギー車の地域をまたいだ流通の規制を撤廃し、年末まで期限となる車両購入税（取得税）の減額措置の延長を検討する
- 住宅地や駐車場、ガソリンスタンド、高速道路のサービスエリア、交通ターミナルなどでの充電施設の整備に注力し、充電スタンド運営業者によるサービス料金の引き下げを誘導する
- 中古車流通を活性化させるため、中古車販売に関する不合理な制限を撤廃する。8月1日から排ガス基準「国5」の非営業用小型中古車に対する地域（大気汚染防止対策重点地域を含む）をまたぐ取引の制限を撤廃する
- 各地政府が経済的、技術的手段を活用し、老朽化した自動車の廃棄を促し、自動車買い替えを加速させることを奨励するほか、廃車リサイクルシステムの整備にも取り組む
- 省級政府の承認や商務部での届け出を経て、完成車の輸入港での並行輸入業務が展開可能となる
- 駐車施設の整備やオートローン、オートリースなどの自動車金融サービスの提供にも注力する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkgztz/202207/20220703331482.shtml>

地方政策

エコ・低炭素産業の發展促進、メタバースの裾野拡大、スマート端末産業の高度化促進等の活動方案の発表に関する上海市人民政府弁公庁の通知

(原文: 上海市人民政府办公厅关于印发促进绿色低碳产业发展、培育“元宇宙”新赛道、促进智能终端产业高质量发展等行动方案的通知)

滬府弁発 [2022] 12 号

上海市政府 2022 年 7 月 8 日公布

【主要内容】

- 上海市政府はエコ・低炭素産業やメタバース（仮想空間）産業、スマート端末産業の發展に向けた2022～2025年の活動計画を発表した
- エコ・低炭素産業に関する25年までの目標は以下の通りである
 - ① 産業規模を5,000億元超に引き上げる
 - ② 新技術や新工法、新材料、新設備、新エネルギーを巡る製造業のイノベーションセンターを10カ所、試験・検査機関と企業の研究開発機関をそれぞれ5カ所設ける
 - ③ 水素エネルギー、ハイエンドエネルギー設備、低炭素冶金、グリーン材料、省エネ・環境保護、二酸化炭素（CO2）回収・有効利用・貯留（CCUS）などに力点を置いた産業団地5カ所を作る
- 次世代原子力発電や高出力太陽電池、深海・遠海の洋上風力発電、潮力発電などに関する中核技術と設備の開発に注力するほか、化学反応を利用する蓄エネ技術などの研究開発も進める
- 新エネルギー車と水素分野について、使用済み動力電池のリサイクル産業の發展に取り組むほか、燃料電池車による公共バスやトラック、物流車両などへの応用を進める。ケイ素鋼板などの軟質磁性体、イオン交換膜などに関する技術開発や、高密度な水素輸送貯蔵技術と設備の応用も推進する
- グリーン材料について、T800以上の高強度・高弾性率を備えた炭素繊維などの量産化や炭素繊維強化

プラスチック関連技術の開発に取り組む

- なお、低炭素事業を対象とした投信や債券、保険などの金融商品に加え、グリーン設備に関するファイナンスリース業務の発展にも注力する
- メタバース産業に関する25年までの目標は以下の通りである
 - ① メタバース関連産業の規模を3,500億元に押し上げる
 - ② ソフトウェア・情報サービス業の規模を1兆5,000億元超、電子情報製造業を5,500億元超に引き上げる
 - ③ 国際的競争力を有するリーダー企業10社以上、ある分野に特化し、中核技術を持つ新興成長企業100社以上を育成する
- ブレイン・コンピュータ・インターフェース、マイクロLEDなどの新型液晶ディスプレイ、GPUやFPGAなどのAIチップ、次世代通信「6G」、ブロックチェーン、AR（拡張現実）、裸眼立体視装置、超微細手術支援システムなどに関する技術の開発と応用を進める。VR空間での立体音響シミュレーションなどの利用により没入体験型エリアなど新たなエンターテインメント施設の導入拡大を後押しする
- スマート端末産業に関する25年までの目標は以下の通りである
 - ① スマート端末の産業規模を7,000億元超に引き上げる
 - ② 売上高が1,000億元の企業を2社以上、100億元企業を5社以上、10億元企業を20社以上育成する
 - ③ スマート技術を導入した工場を200カ所以上設置し、完成車工場は全てスマート化する
 - ④ リーダー企業やある分野に特化した新興成長企業、「小巨人」企業²など50社以上を育成する
- インテリジェント・コネクテッドカー（ICV）の商用化、産業ロボットの応用拡大に加え、スマート家電、ウェアラブルデバイスなどの普及に取り組み、関連技術と製品・ソフトウェアの開発・製造に注力する
- このほか、長江デルタ地域におけるサプライチェーンの相互補完や関連産業への金融支援と人材誘致の強化、標準作りの推進などにも言及した

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20220708/ab632a9b29b04ed2adce2dbcb789412c.html>

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。

² 「小巨人」企業とは、細分化された分野に集中的に取り組む、イノベーション能力と市場シェアが高く優れた中小企業を指す